

(様式5)

電話照会事案事績整理票

項目コード HJ5300

(課税第一部 審理課)

(起案日 [])

- 申告所得税(譲渡除く)
 源泉所得税
 資産税(譲渡・相続・贈与)
 法人税
 消費税等 その他

整理番号	D [] -007
------	------------

決裁一合議一欄

決裁了

照会者	(氏名) [] (連絡先) []	対象者	[]	受付年月日	[]
				回答年月日	[]

【照会事項】

信託に係る税務上の取扱いについて	関係法令	法第2二十九の二、12①②
------------------	------	---------------

【照会要旨】

本件は、[]に要旨次のとおり照会者から相談されたものである。今後、照会者において個別の論点につき疑義が生じた場合には照会がされる可能性もあることから、電話照会事案として記録に残す。

- 1 信託を大別すると管理型信託と運用型信託に大別される。信託の受託者を業とする者は、管理型信託の場合には関東財務局の登録が必要となり、運用型信託の場合には金融庁から免許が交付される必要がある。
- 2 照会者は、オーナー経営者等を委託者、照会者を受託者、発行会社の役員等を受益候補者（受益者は信託契約締結時点では存在せず、受益候補者の中から信託期間満了日に受益者指定権者によって指定される）とする[]信託を販売する予定であり、当該信託は管理型信託に該当することから、現在、関東財務局に当該信託を登録するための申請手続を行っている。
- 3 上記2の申請手続の提出書類には、税務の意見書及び法務の意見書が含まれている。照会者は、税務の意見書について、[]が作成した別添の「[]信託に係る税務問題に関する意見書」を関東財務局に提出した。
- 4 照会者が上記3の意見書を関東財務局に提出したところ、関東財務局から「当該意見書について国税当局に確認してもらっているのか。」と言われた。
- 5 照会者としては、当該意見書は関連する条文等を網羅的に記載したものであり、特段疑義がある点はないものの、関東財務局から上記4のコメントがされたため、審理課に相談することとした。

【処理てん末】

照会者には、要旨次の内容を回答した。

- 1 []が記載した意見書に国税がお墨付きを与えることはできない。文書回答手続を利用するのであれば、対応することはできるが、当該意見書を見たところ、単に条文を網羅的に記載したものであり、何か検討を要するような内容になっていない。
- 2 そもそも照会者が疑問に思っていない内容について、検討することはできない。今後個別の論点につき疑義が生じた場合は、改めて照会事項を整理した上で、再度照会していただきたい。

応	要(・・) 否	他部課等連絡	要(・・) 否	連絡先()	局 WAN	要・否
---	---------	--------	---------	--------	-------	-----

東京国税局 稽査第一部
審理課 案中

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

- 弊社が受託者となる信託契約である
〔REDACTED〕信託は、受益者等の存しない信
託として法人課税信託に該当することから、
① 信託認定時に信託提出された信託財産に相当する金額の受取益課税及び信託期間中
における運用益に対する課税が法人課税信託において生じ
② 受益者等が存することとなり法人課税信託には該当しないこととなつた場合には、法
人課税信託では信託財産を受益者等の帳簿価額で引継ぎをしたものとされ、受益者
等となった個人及び法人ではその帳簿価額により引継ぎを受けたものとさざると同
時に受益者等はその引継ぎに係る課税は生じない
と理解しておりますが、弊社の理解で誤りがないか貴局のご見解を賜りたくお願い申し
上げます。

記
添付資料 1 [REDACTED] 信託に係る課税問題に関する意見書

以上

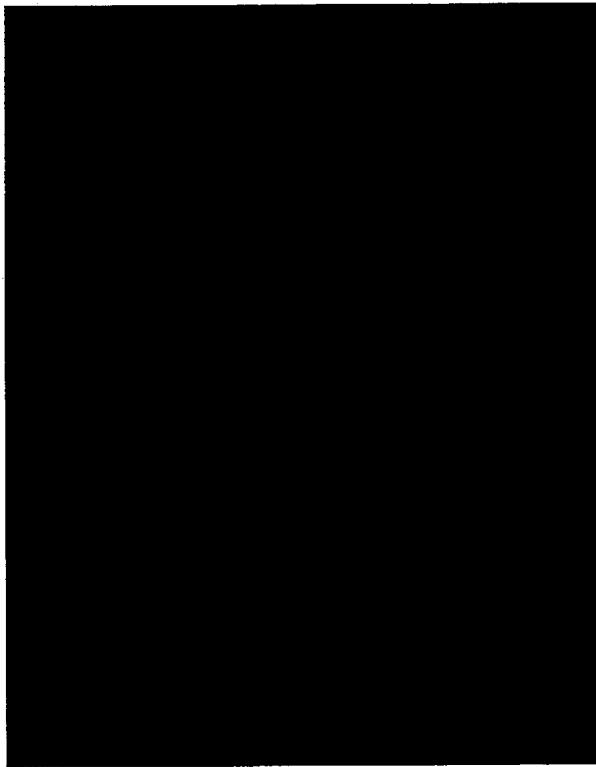
[REDACTED]
[REDACTED] 信託に係る課税問題に関する意見書

案中

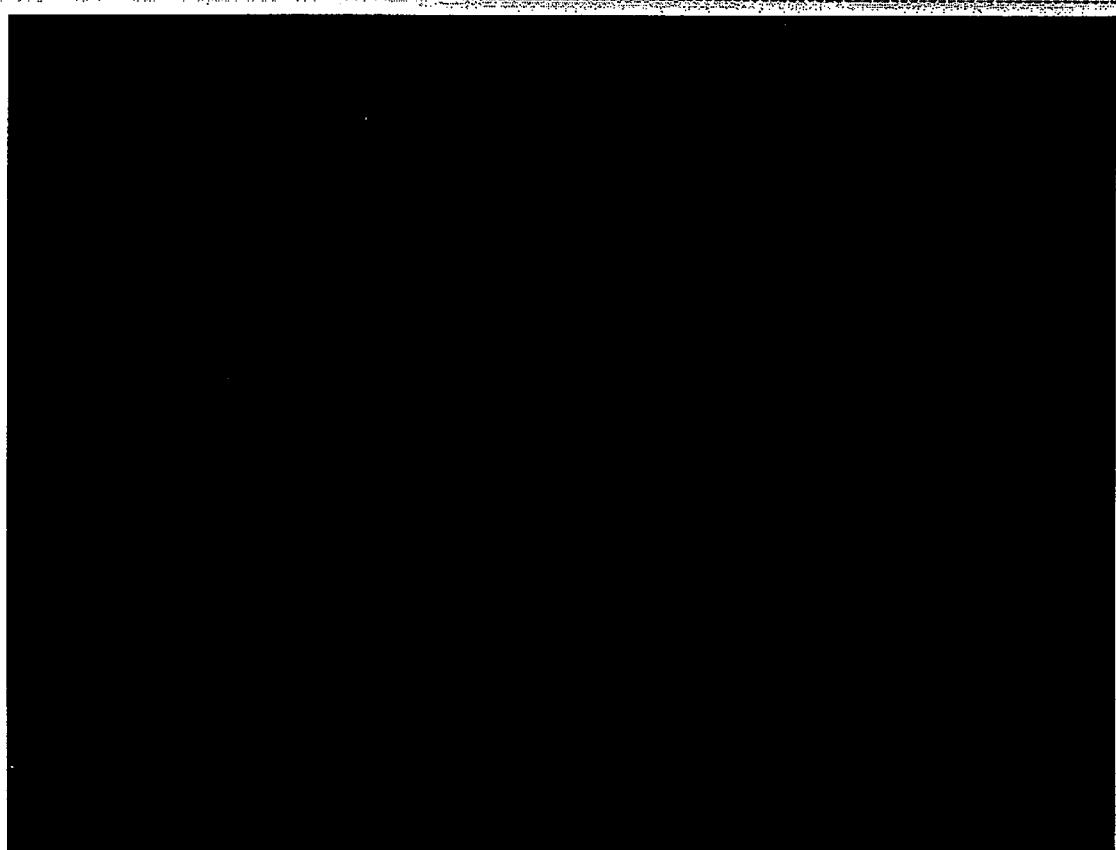
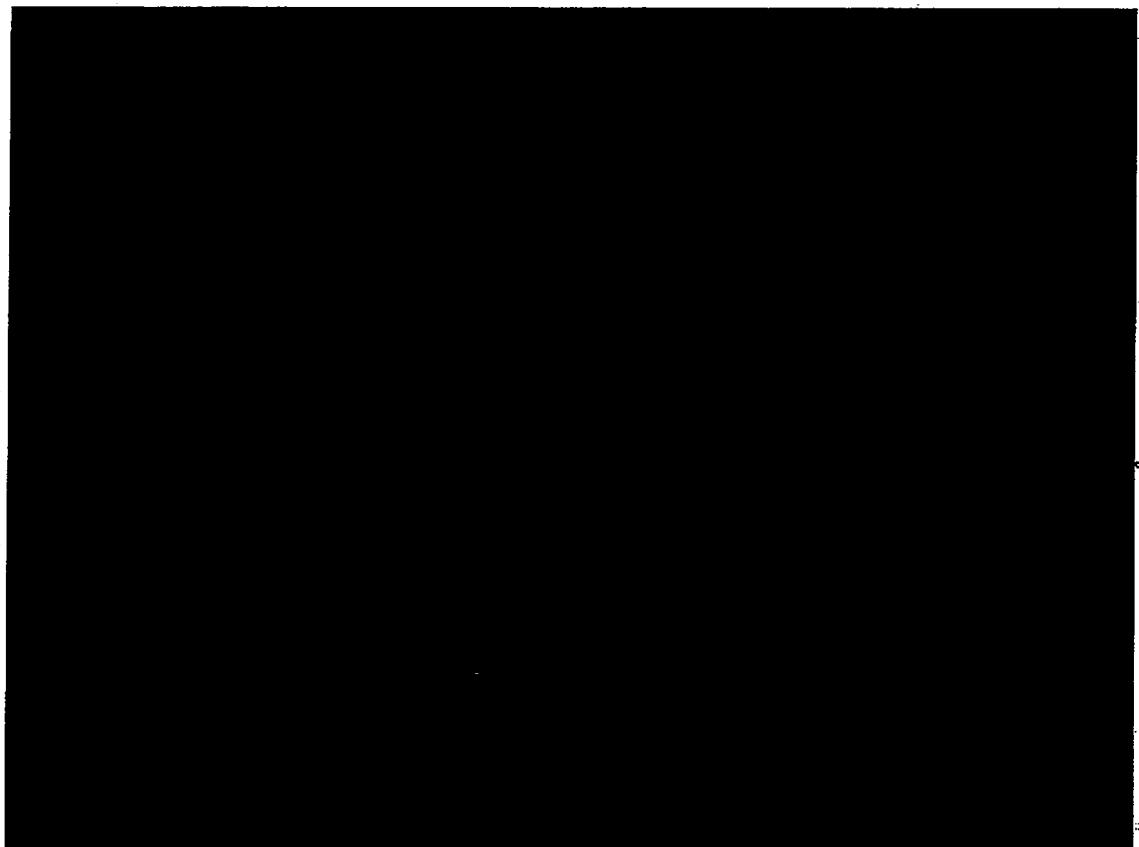
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

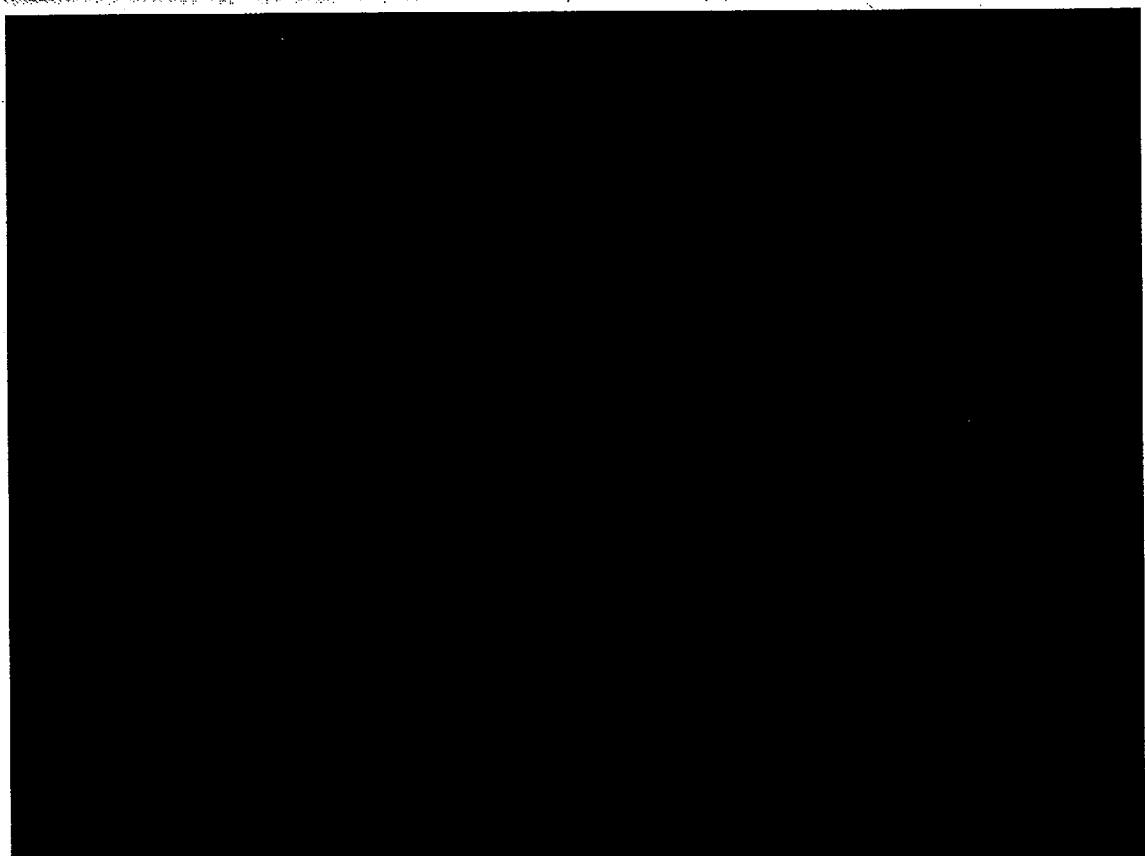
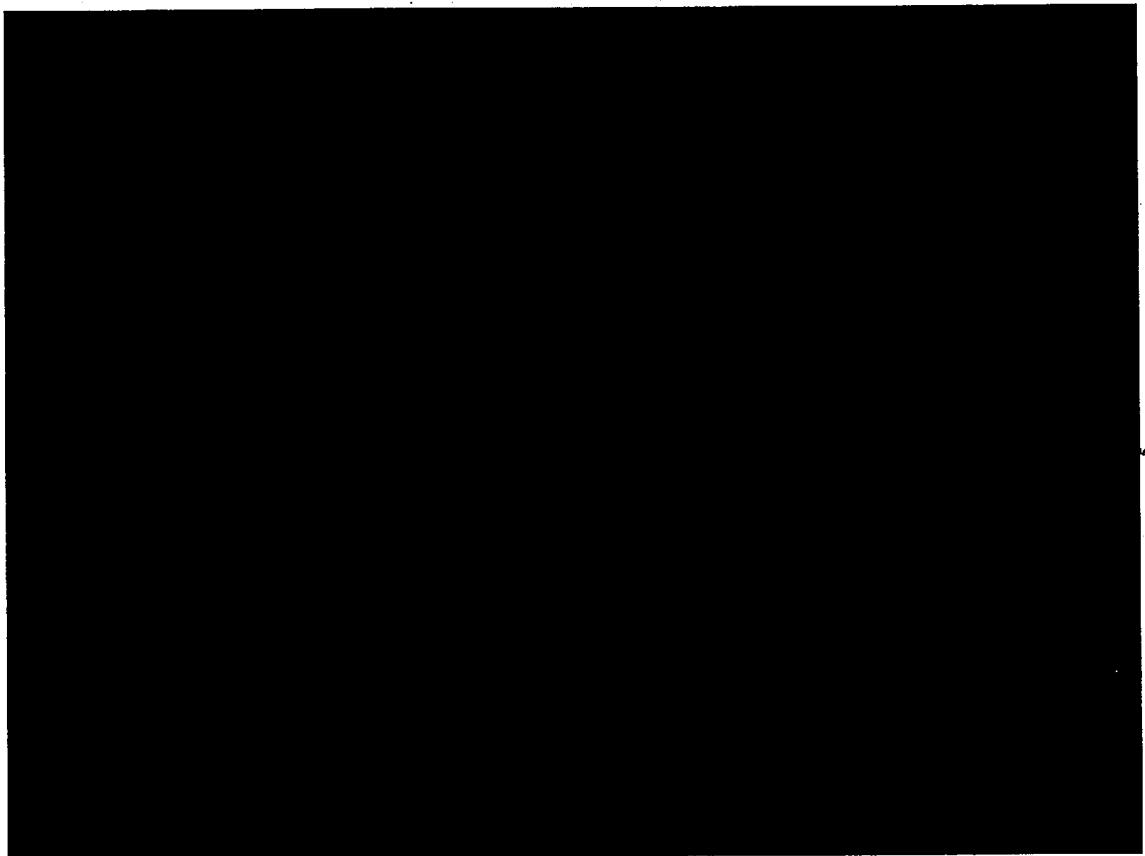
別添 1乃至 6 の [REDACTED] 信託認定契約書（以下、「本契約 No. 1-1」、「本契
約 No. 1-2」、「本契約 No. 2-1」、「本契約 No. 2-2」、「本契約 No. 2-3」といふ、総称し
て「本契約」といいます。）に基づく新株予約権の権利（以下、「本権利 No. 1-1」、「本
権利 No. 1-2」、「本権利 No. 2-1」、「本権利 No. 2-2」、「本権利 No. 2-3」といふ、総称
して「本権利」といいます。）について、その税務上の取扱いについて下記の通りご報告致しま
す。（以下「本意見」といいます。）

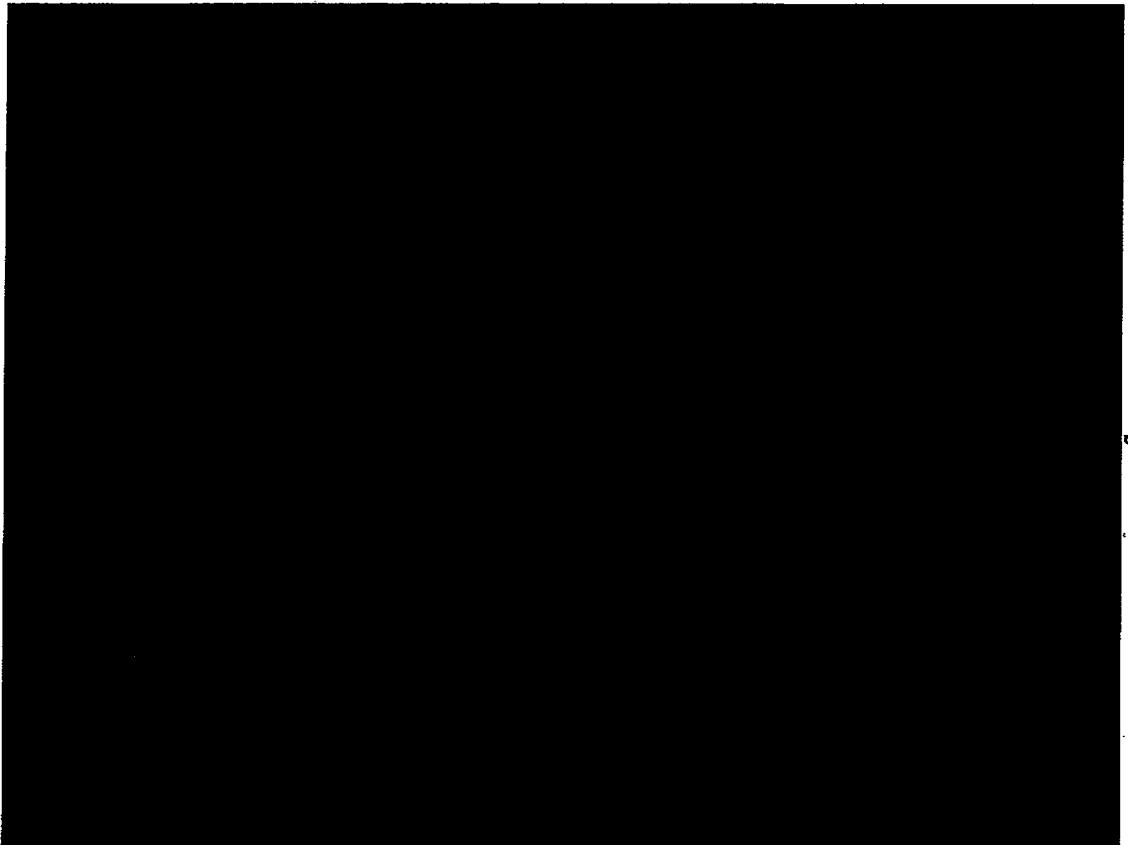
記

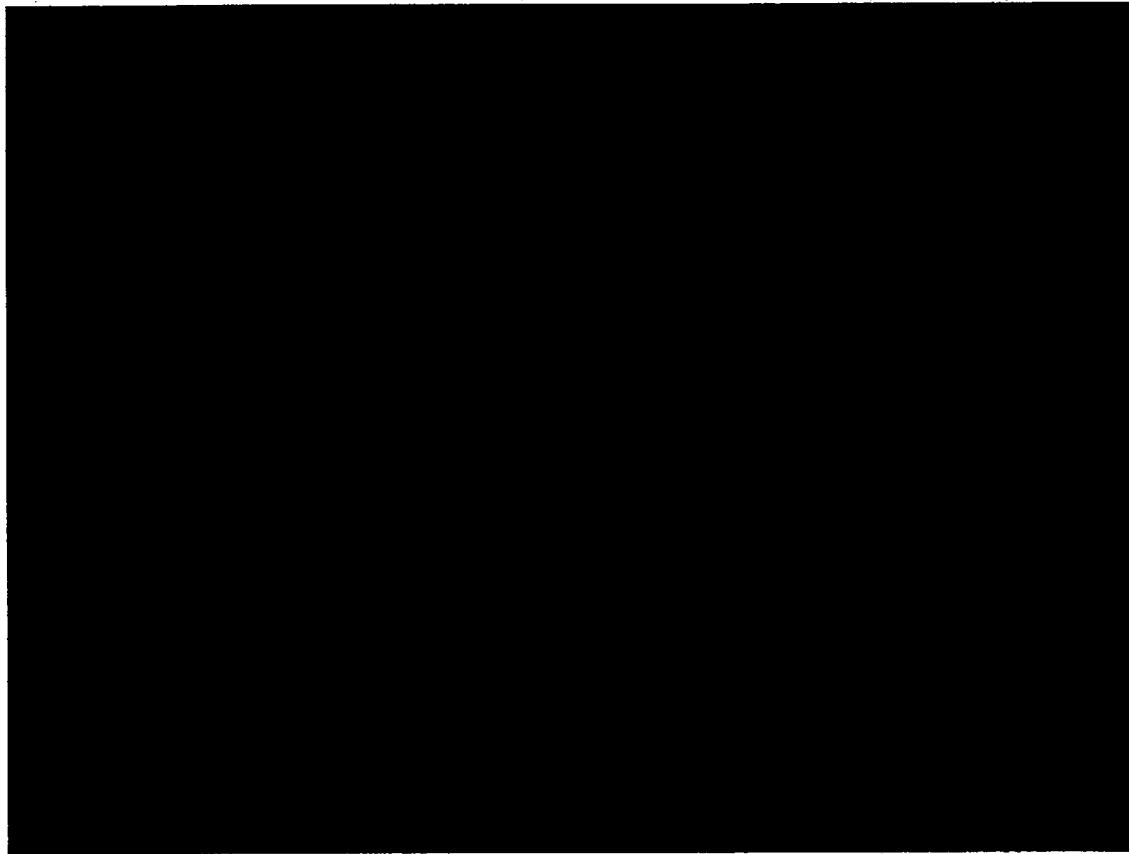
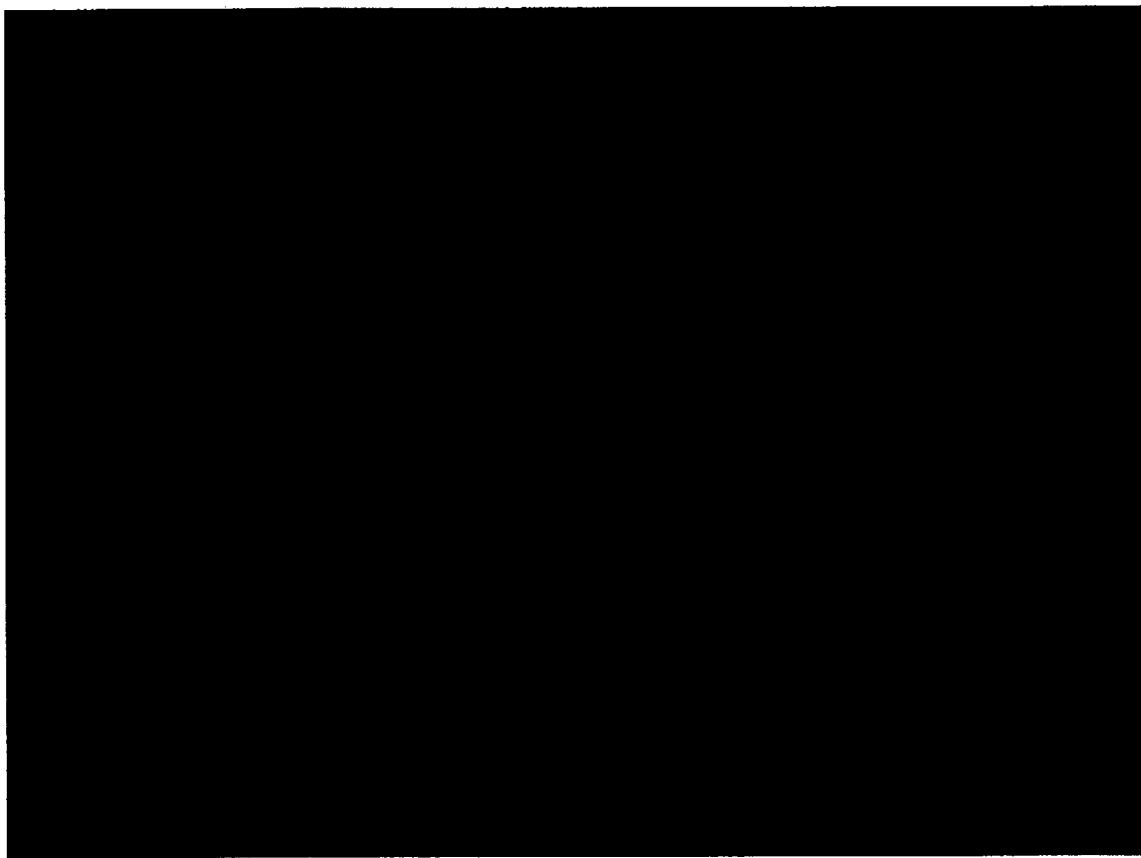


1



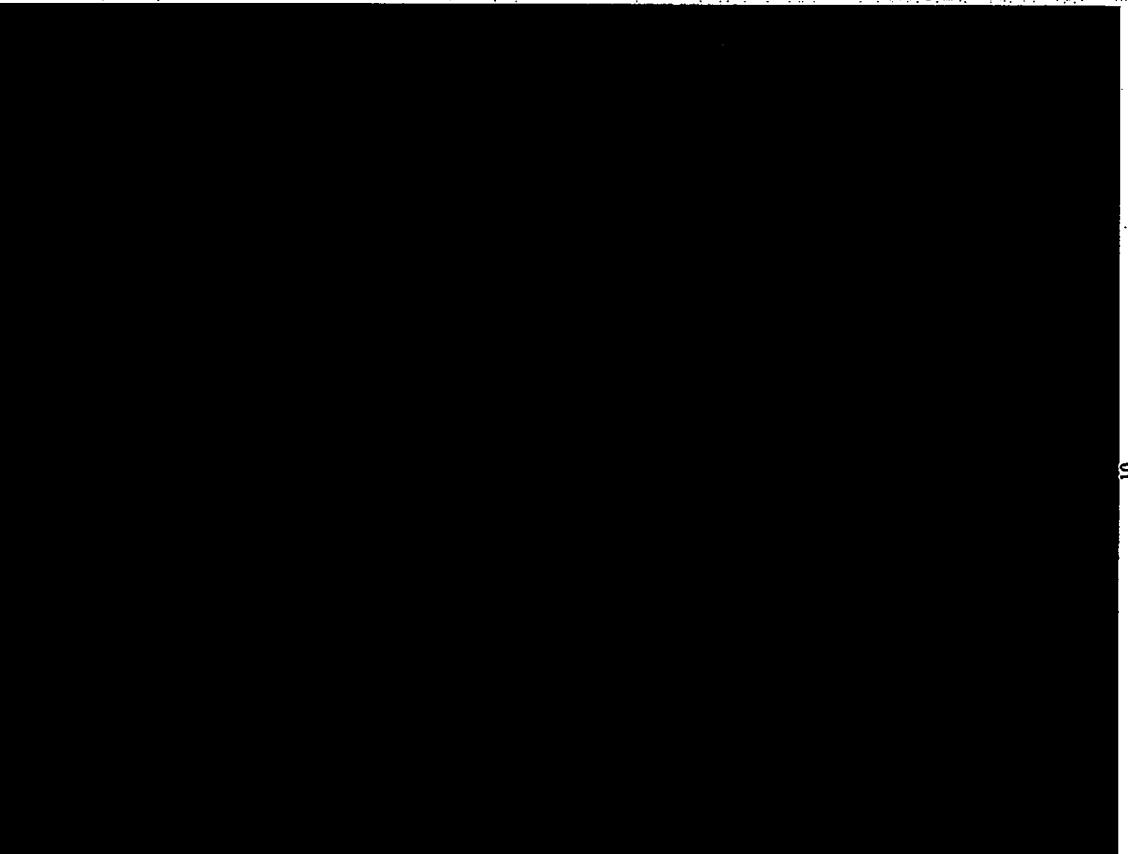








11



10

参考法令

- 六 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受託者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人的株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人的株主等は当該受託者の株主等でないものとする。
- 七 受託人は、当該受託人に係る法人課税信託の効力が生ずる日（「一の終旅」に基づき被信託財産が統合されたものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなつた場合にはその該当のこととなつた日とする。）に設立されたものとする。
- 八 法人課税信託につて信託の終了があつた場合又は法人課税信託（第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に係せられる収益及び費用をいう。以下この章において同条第二項の規定により同条第一項に規定する受託者とみなされる者を含む。次号において、「受益者等」という。）が存する一項に規定する受託人（第二条第二十九号の二イ又は二ハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託人の解散があつたものとする。
- 九 法人課税信託（第二条第二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び費用が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託人に対する出資があつたもののみなす。
- 十 法人課税信託の収益の分配は資本剩余金の減少に伴わない剩余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剩余金の減少に伴う剩余金の配当とみなす。
- 十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受託者についてのこの法律の規定に關し必要な事項は、政令で定める。
- 法人課税信託の受託者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債と有するものとみななし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受託者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、共同投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。
2. 信託の変更をする信託（信託の変更をする権限として政令で定めるものを除く。）は、前項に規定する受託者とみなして、同項の規定を適用する。
3. 法人が受託者となる物面投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する受託人及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。
4. この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 退職年金等信託 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金管理制度規約、勤務者財

六 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受託者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人的株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人的株主等は当該受託者の株主等でないものとする。

七 受託人は、当該受託人に係る法人課税信託の効力が生ずる日（「一の終旅」に基づき被信託財産が統合されたものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなつた場合にはその該当のこととなつた日とする。）に設立されたものとする。

八 法人課税信託につて信託の終了があつた場合又は法人課税信託（第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に係せられる収益及び費用の帰属）に規定する受託者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受託者とみなされる者を含む。次号において、「受益者等」という。）が存する一項に規定する受託人（第二条第二十九号の二イ又は二ハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託人の解散があつたものとする。

九 法人課税信託（第二条第二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び費用が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託人に対する出資があつたもののみなす。

十 法人課税信託の収益の分配は資本剩余金の減少に伴わない剩余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剩余金の減少に伴う剩余金の配当とみなす。

十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受託者についてのこの法律の規定に關し必要な事項は、政令で定める。

法人課税信託の受託者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債と有するものとみななし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受託者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、共同投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2. 信託の変更をする信託（信託の変更をする権限として政令で定めるものを除く。）は、前項に規定する受託者とみなして、同項の規定を適用する。

3. 法人が受託者となる物面投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する受託人及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

4. この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 退職年金等信託 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金管理制度規約、勤務者財

並形成給付契約並くは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金並くは国民年金基金連合会の統括した国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十九条第三項（基金の収益）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する利潤又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る責任をいう。

二 特定受益金等、第百三十七条第六項（寄附金の積金不算入）に規定する特定公益信託及び社債、株式等の債務に対する法性（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託をいう。

5 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者には該当するかどうかの判断その他の第一項から第三項までの規定の適用に因る必要な事項は、政令で定めることとする。

法人税法第二十二条 内国法人的各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人的各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は移譲、賃借による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益額とする。

3 内国法人的各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前手に掲げるもののほか、当該事業年度の販売用（修理費以外の費用で当該事業年度の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一概に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う剰余又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十正条第一項（中間配当）に規定する金額の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいい。

法人税法第六十四条の三 第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託が法人税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人税信託に係る受益法人（第四条の七（受信法人等に係るこの法律の適用）に規定する受益法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 法人税信託（第二条第二十九号の二ロに掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負担並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帳簿）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、精算中における受益者を除く。）が存することとなつたことにより当該法人税信託が同一口に指

げる信託に該当しないこととなつた場合は（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、当該法人税信託に係る受益者は当該受益者に対する信託財産に属する資産及び負債のその該当することとなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受益人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の場合において、同項の資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

4 法人税信託に係る受益者が当該法人税信託の変更により当該法人税信託に係る資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたときは、当該変更後の受託者に当該移管をした資産及び負債の金額を計算する。

5 前項の規定により同項の変更後の受益者が引継ぎをしたものとして、当該受託人の各事業年度の所得の金額を計算する。

6 他人の規定により当該受託者の各事業年度の所得の金額の計算に係る資産及び負債の価額をその他の受託法人人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に係る資産及び負債の金額は、政令で定める。

法人税信託会員百三十一条の三 法第六十六条第一項（法人税信託に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、同項に規定する特定受益証券発行信託（以下この項及び次項において「特定受益証券発行信託」という。）が法人税信託に該当することとなつた日の属する事業年度開始の日の前日ににおける当該特定受益証券発行信託の貸付対照表に記載された第十四条の四第十項（特定受益証券発行信託）に規定する財務省令で定める金額（当該金額が零に満たない場合には、零）とする。

2 特定受益証券発行信託が法人税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の三第一項に規定する政令で定める金額が零に満たないときは、その額ではない部分の金額に相当する金額は、当該法人税信託に係る受益法人（法第四条の七（受信法人等に係るこの法律の適用）に規定する受益法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額及び負債の移転を受けた受益法人は、当該資産及び負債の額とする。

3 法第六十四条の三第四項に規定するときにおいては、同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとする。

4 判明に規定する場合において、同項の規定により法第六十四条の三第四項に規定する資産及び負債の引継ぎを受けたものとされる受益法人のその引継ぎの時ににおける資本金等の額及び利益積立金額は、同項の規定により当該資産及び負債の引継ぎをしたものとされる受益法人のその引継ぎの直前ににおける資本金等の額及び利益積立金額に相当する金額とする。

5 前二項に定めるもののほか、法第六十四条の三第四項に規定する資産及び負債の同項に規定する移転があつた場合の法へ既に該する法令の規定の適用については、該移転による資産又は負債の引継ぎの例による。

6 法人税信託について信託の分割が行われた場合には、分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たに設立する信託をいう。以下この項において同じ。）に係る受益法人が承認信託（当該分割信託からその信託財産の一部の移転

を受ける信託をいう。以下の項において同じ。) に係る受託法人から当該承認書面に交付したものの資産又は負債と引換に当該承認書面の受益権を取扱し、直ちにその受益者に交付したものとみなす。

八 法人課税信託の資本の分配は資本剩余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

九 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてのこの法律の規定の適用に用いし必要な事項は、法令で定める。

所得税法第六条の三 受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受益者が個人である場合は、当該受益者である個人))に於ける当該承認書面に係る受託法人の資本並等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該承認書面に係る受託法人の法的性の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの(次号において「営業所」という。)が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内閣法人事所」)という。

二 法人課税信託の信託された営業所が国外にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人(会社でないものに限る。)は、会社とみなす。

四 法人課税信託の受益権(公募公債債券等適用投資資金以外の公社債等適用投資資金の受益権及び社債的受益権(資産の流動化に附する法律第二百三十条第一項第二号(特定目的信託契約)に規定する社債的受益権をいう。第二十四条第一項(配当所保)、第百七十六条第一項及び第二項(信託財産に係る利子等の報酬の特例)、第二百二十四条の三(挑戦等の報酬の対価の受領者等の告知)並びに第二百二十五条第一項(支拂解説)において同じ。)を除く。)は株式

又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合に於いて、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

五 法人課税信託について信託の終了が生じた場合又は法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二ロ(生産)に掲げる信託に限る。)に算十三条第一項(信託財産に係する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。)が存することとなつた場合(同法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該する場合を除く。)には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

六 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。)の委託者がその有する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に相当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

七 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二ロに掲げる信託に限る。以下この号において同じ。)の委託者がその有する資産の機能をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に相当することとなつた場合には、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該信託の

することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により当該資産の移転があつたものとみなす。

八 法人課税信託の資本の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

九 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてのこの法律の規定の適用に用いし必要な事項は、法令で定める。

所得税法第六十七条の三 居住者が法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二ロ(定義)に掲げる信託に限る。)の第十三条规定第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むのとし、清算中におけることを除く。)となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合(同号イ又はハにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当する場合を除く。)には、その受託法人(第六条の三(受託法人等に限る)に規定する受託法人をいり。)からその信託財産に属する資産及び負債をこの法律の適用に規定する受託法人(いり。)に付する信託に該当するものとされた場合には、その受託法人に付する信託を除く。)には、その受託法人(第六条の三(受託法人等に限る)に規定する受託法人をいり。)からその信託財産に属する金額により引き受けを受けたものとして該令で定める金額に限り引き受けを受けたものとされた場合には、その受託法人の各年分の各種所持の信託の金額により資産及び負債の引き受けを受けたものとされた場合には、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、純収入金額に算入しない。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引き受けを受けたものとされた場合には、その引継ぎを受けた日の属する年分の信託の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額により引き受けを受ける場合と同様として該令で定める金額を計算するものとする。

3 信託(第十三条规定第一項ただし書に規定する共同投資信託、追加年金等信託又は法人課税信託を除く。以下この項において同じ。)の委託者(居住者に限る。以下この項において同じ。)がその有する資産を信託した場合において、当該信託の受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となるときは、当該資産を信託した時ににおいて、当該信託の委託者から当該信託の額による賃料(以下この項において「当該信託に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。」)により当該信託に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

4 信託に新たに受益者等が存在するに至った場合(前項及び第六条の規定がある場合を除く。)において、当該信託の新たに受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が受益者等であるときは、当該信託に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受託者等が受益者等が存在するに至った時ににおいて、当該信託の額による賃料(当該信託の額による賃料)により当該信託に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

5 信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、既に当該信託の受益者等である者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに当該信託に係る信託(法人に限る。以下この項において同じ。)において、当該信託の新たな受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担している場合には、当該信託の額による賃料(当該信託の額による賃料)により当該信託に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

6 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。)の委託者がその有する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に相当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

7 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二ロに掲げる信託に限る。以下この号において同じ。)の委託者がその有する資産の機能をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者が

当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該信託の

一部の受益者等であつた者から当該利益を受ける者に対する報酬（当該利益を受ける者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による報酬）により当該信託に付する権利が当該信託に付する権利の全部でない。信託が終了した場合において、当該信託の金額を計算するものとする。

6 信託が終了した場合において、当該信託の金額を計算するべき者、又は帰属すべき者であるときは、当該信託を受けるべき者とならない者に対して、当該信託を受けるべき者、又は帰属すべき者となる者に対し、当該信託を受けるべき者となる者が対価を負担している場合には、当該信託の額による報酬（当該信託の終了の直前ににおいてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該信託の終了の直前ににおいてその者が当該信託の受益者等であった場合に付する権利が生れたものとして、当該信託の終了の直前の各年分の各報酬得の金額を計算するものとする。

7 第三条から前項までに規定する受益者等とは、第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。

8 第一項の規定による引掛けにより生じた損失の額がある場合の所得の金額、第三項に規定する信託に付する権利が当該信託に付する権利の金額でない場合における同項の規定の適用その他の第一項から第八項までの規定の適用は、政令で定める。

所得税施行令第二百九十七条の三 第六十七条の三 第二項（信託に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、同項の法人課税信託が法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に該当しないこととなつた時の直前ににおける同項に規定する受託法人の同項の信託財産に属する資産及び負債の帳簿価額に相当する金額とする。

2 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合における同項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものととなつた時の直前ににおける同項に規定する信託財産に相当する金額により取得したものとみなして、当該居住者の各年分の各額に相当する金額を計算するものとする。この場合において、同条第一項の法人課税信託の同項に規定する受託法人が当該資産を取得した日を当該居住者の当該資産の取得の日とする。

3 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた損失の額は、当該居住者の各年分の各種所得の金額の計算上、生じなかつるものとする。

4 法第六十七条の三第二項に規定する収益の額は、第一項に規定する資産の同項の帳簿価額の合計額が同項に規定する負債の同項の帳簿価額の合計額を越える場合におけるその越える部分の金額に相当する金額とし、前項に規定する損失の額は、当該資産の帳簿価額の合計額が当該負債の帳簿価額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額とする。

5 法第六十七条の三第三項に規定する信託に付する権利が当該信託に付する権利の全部でない場合における同項から同項第六項までの規定の適用については、次に定めることによる。
一 当該信託についての受益者等（法第六十七条の三第七項に規定する受益者等をいう。以下この項において同じ。）が一である場合には、当該信託に付する権利の全部を当該受益者等が有するものとみなす。
二 当該信託についての受益者等が二以上ある場合には、当該信託に付する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとみなす。

相続税法第九条の四 受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の受託者の親族として政令で定める者（以下この項及び本項において「親族」という。）であるとき（当該信託の受益者等となる者が明らかでない場合においては、当該信託が終了した場合に当該委託者の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該受益者等から当該信託に付する権利を離脱（当該委託者の死亡に基づいて当該信託の効力が生ずる場合にあつては、遺贈）により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、当該信託の受益者等が存しないこととなつた場合は（以下この項において「受益者等が不存在とした場合」という。）において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該信託の効力が生じた時の受託者又は当該信託に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき（当該信託が存在する者との前の受益者等が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該信託の前受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該受益者等が不存在となるときの前受益者等となる者が当該信託の効力を離脱（当該信託が終了した場合に当該信託の前受益者等の死亡に基づいて当該信託の効力が生じた時の受託者又は当該信託に受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該信託の前受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）により取扱したものとみなす。

3 前二項の規定のある場合において、これらの規定により第一項又は第二項の受託者に当該受益者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。
4 前三項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項又は第二項の受託者に課される贈与税又は相続税の額について、政令で定めることにより、当該受託者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

相続税法第九条の五 受益者等が存しない信託について、当該信託の実務が開始された時その他の時として政令で定める時（以下この項において「契約締結時等」という。）において存しない者が当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における契約者における契約者における契約者の親族であるときは、当該信託の受益者等となる時ににおいて、当該信託に付する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

参照通達

法人税基本通達 14-4-7 法第 12 条第 1 項 《信託財産に係する資産及び負債並びに信託財産に係る
られる収益及び費用の帰属》に規定する「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するも
のに限る。）」には、原則として、例えば、信託法第 182 条第 1 項第 1 号「残余財産の帰属」
に規定する残余財産受益者は含まれないことに留意する。（平 19
年課法 2-5 「八」により追加）

- (1) 同項第 2 号に規定する帰属権利者（以下 14-4-8 までにおいて「帰属権利者」という。）
(その信託の終了前の期間に限る。)
- (2) 委託者の死亡の時に受益権を取得する同法第 90 条第 1 項第 1 号（委託者の死亡の時に受益
権を取得する旨の定めのある信託等の特例）に掲げる受益者となるべき者として指定された者
(委託者の死後前の期間に限る。)
- (3) 委託者の死亡の時以後に信託財産に係る給付を受ける同項第 2 号に掲げる受益者（委託者の
死亡前の期間に限る。）

法人税基本通達 14-4-8 法第 12 条第 2 項 《信託財産に係する資産及び負債並びに信託財産に係
られる収益及び費用の帰属》の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変
更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であらものが含まれることに留意す
る。（平 19 年課法 2-6 「八」により追加、平 25 年課法 2-7 「三十一」により改正）

- (1) 当該委託者が信託行為のためにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第 182 条第 2 項「残余財産の帰属」に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属
権利者（以下 14-4-8 において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場
合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の全てがその権利を放棄
した場合

以上